

# 第12次高知県交通安全計画（案）の概要

## 計画の概要

- 「交通安全対策基本法」の規定により、国が作成する「交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）」に基づき「高知県交通安全対策会議（会長：知事）」が作成
- 県内の陸上の交通安全に関する総合的で計画的な施策の大綱を定めたもの
- 計画期間：令和8年度～令和12年度（5年間）

## 道路交通の現状（第11次計画期間中：R3～R7）

### 交通事故の状況

- ・交通事故の発生件数、傷者は全国と同じく減少傾向
- ・令和6年の死者数は統計を取り始めて以降最小を記録したほか、第11次計画における死者抑止目標25人以下を達成

### 死亡事故の状況

- ・死者数は20人台で推移し、高齢者の死者数は全体の5割を超える
- ・自動車運転中の単独事故や歩行による道路横断中の事故が目立つ

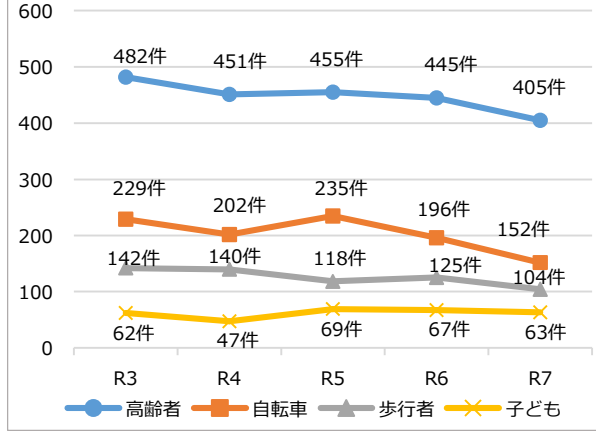
### 当事者別の状況

- ・高齢者の事故の全体に占める割合は約5割と高い水準で推移
- ・自転車の事故は全体の20%台前後で推移し、死者数は減少傾向で推移
- ・歩行者の事故は全体の10%台前半で推移
- ・子どもの事故は全体の5～7%台前半で推移

【高知県の交通事故状況(第11次計画期間中)】 (単位：件、人)

	R3	R4	R5	R6	R7
件数	1,046	943	975	898	830
傷者	1,142	1,010	1,049	984	910
死者(高齢者)	25 (21)	26 (20)	23 (11)	21 (15)	25 (14)

【当事者別の交通事故状況】



出典：「令和6年高知県交通白書」「交通事故の概況（令和7年12月末）」

## 道路交通事故の抑止目標

**令和12年までに交通事故死者数を年間20人以下とする**

第11次計画の目標（令和7年の年間死者数25人以下）を達成したが、交通事故死者数を限りなくゼロに近づけ、県民を交通事故の脅威から守るため、さらに一歩踏み込んだ目標を設定する。

## 第12次計画に定める道路交通安全対策の体系

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
  - 【拡充】交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ③ 安全運転の確保
  - 【拡充】運転者教育等の充実
  - 【新】自動運転等の安全の確保と支援
- ④ 車両の安全性の確保
  - 【拡充】自転車の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者等支援の充実と推進
- ⑧ 南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通の安全の確保

## スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月
国計画の動き		▲第12次交通安全基本計画（案）の公表		▲第12次交通安全基本計画の決定（中央交通安全対策会議）	
県計画作成・意見聴取		▲幹事会	▲交通安全対策会議	▲幹事会	▲交通安全対策会議
			▲パブリックコメント		策定 周知
議会への説明			▲パブコメ案報告(2月議会)		

交通安全対策の体系

第1 道路交通の安全

- 1 道路交通環境の整備
  - (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
  - (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
  - (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
  - (4) 交通安全施設等整備事業の推進
  - (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実
  - (6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
  - (7) 無電柱化の推進
  - (8) 地域の実情に合わせた交通安全施設等の整備
  - (9) 効果的な交通規制の推進
  - (10) 自転車利用環境の総合的整備
  - (11) ITSの活用
  - (12) 交通需要マネジメントの推進
  - (13) 総合的な駐車対策の推進
  - (14) 道路交通情報の充実
  - (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
  - (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
  - (2) 効果的な交通安全教育の推進
  - (3) 【拡充】交通安全に関する普及啓発活動の推進**
  - (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
  - (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
- 3 安全運転の確保
  - (1) 【拡充】運転者教育等の充実**
  - (2) 運転免許制度の改善
  - (3) 【新】自動運転等の安全の確保と支援**
  - (4) 安全運転管理の推進
  - (5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
  - (6) 交通労働災害の防止等
  - (7) 道路交通に関連する情報の充実
- 4 車両の安全性の確保
  - (1) 自動車の検査及び点検整備の充実
  - (2) 【拡充】自転車の安全性の確保**

- 5 道路交通秩序の維持
  - (1) 交通指導取り締りの強化等
  - (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
  - (3) 暴走族等対策の推進
- 6 救助・救急活動の充実
  - (1) 救助・救急体制の整備
  - (2) 救急医療体制の充実
  - (3) 救急医療機関の協力体制の確保等
- 7 被害者等支援の充実と推進
  - (1) 無保険（無共済）車両対策の徹底
  - (2) 交通事故相談活動の推進
  - (3) 交通事故被害者等支援の充実強化
- 8 南海トラフ地震などの災害に備えた道路交通の安全の確保
  - (1) 災害に備えた道路交通環境の整備
  - (2) 災害に備えた交通安全情報の普及啓発

第2 鉄道交通の安全

- 1 鉄道交通環境の整備
  - (1) 鉄道施設等の安全性の向上
  - (2) 運転保安設備等の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
  - (1) 保安監査の実施
  - (2) 運転士の資質の保持
- 4 鉄道車両の安全性の確保
  - (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
  - (4) 気象情報等の充実
- 5 救助・救急活動の充実
  - (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
  - (6) 運輸安全マネジメント評価の実施
- 6 被害者等支援の推進
  - (7) 計画運休への取組
- 7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

第3 踏切道における交通の安全

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- 2 踏切道の統廃合の促進
- 3 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置